

教第66号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年12月条例第32号）
附則第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める日は、令和5年4月1日とする。

理由

神戸市立多聞の丘小学校の位置について、経過措置を終了させるに当たり、規則を制定する必要があるため。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和2年12月条例第32号）附則第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める日は、令和5年4月1日とする。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の件

1. 規則制定の趣旨

令和3年4月に開校した多聞の丘小学校の位置について、旧多聞南小学校地（垂水区本多聞5丁目2番1号）において長寿命化改修工事が完成するまでの間、経過措置として学校の位置を旧本多聞小学校地（垂水区本多聞4丁目4番1号）と定めているが、この度、令和5年4月1日に新校舎が完成し移転することに伴い、施行期日を定めるものである。

2. 規則の内容

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和5年4月1日とする。

3. スケジュール

- 令和3年4月 多聞の丘小学校開校（旧本多聞小学校地にて）
- 令和3年11月 旧多聞南小学校舎の長寿命化改修工事を着工
- 令和5年3月 長寿命化改修工事完成（旧多聞南小学校地にて）
新校舎に移転



4. 学校設置条例 該当条文

(1) 学校設置条例

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(2) 別表2（第3条関係） 小学校

名称	位置	
神戸市立多聞の丘小学校	垂水区	本多聞5丁目2番1号

第 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表 2（第 3 条関係） 小学校			別表 2（第 3 条関係） 小学校		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 稗田小学 校		[略]	神戸市立 稗田小学 校		[略]
神戸市立 灘の浜小 学校		摩耶海岸通 2 丁 目 2 番 1 号			
[略]		[略]	[略]		[略]

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立西脇小学校		[略]
[略]		[略]
神戸市立多聞の丘小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立西脇小学校		[略]
神戸市立多聞南小学校		本多聞5丁目2番1号
[略]		[略]
神戸市立本多聞小学校		[略]
[略]		[略]
[略]	[略]	[略]

別表6 (第3条関係) 特別支援学校

別表6 (第3条関係) 特別支援学校

名称	位置
神戸市立盲学校	[略]
神戸市立灘さくら支援学校	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2番2号
神戸市立青陽灘高等支援学校	[略]
神戸市立友生支援学校	神戸市兵庫区夢野町1丁目1番地

名称	位置
神戸市立盲学校	[略]
神戸市立青陽東養護学校	[略]
神戸市立友生支援学校 住吉分校	神戸市兵庫区夢野町1丁目1番地 神戸市東灘区住吉東町4丁目1番58号

[略]

[略]

[略]

[略]

第2条 神戸市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後			第2条による改正前		
別表2（第3条関係） 小学校			別表2（第3条関係） 小学校		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 多聞の丘 小学校		本多聞5丁目2 番1号	神戸市立 多聞の丘 小学校		本多聞4丁目4 番1号
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

理 由

小学校及び特別支援学校を設置し、及び廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。